

議案第24号

内房線上総湊駅周辺環境美化等整備基金条例の一部を改正する条例の制定について

内房線上総湊駅周辺環境美化等整備基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年2月23日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

基金をより有効に活用できるよう収益の処理及び基金の処分に係る規定を見直し、市域の環境美化に係る財源に充てることができるようにするため、条例の一部を改正するものである。

内房線上総湊駅周辺環境美化等整備基金条例の一部を改正する条例

内房線上総湊駅周辺環境美化等整備基金条例（昭和62年富津市条例第25号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富津市環境美化基金条例

第1条中「JR内房線上総湊駅周辺における環境美化の整備振興」を「環境美化」に、「内房線上総湊駅周辺環境美化等整備基金」を「富津市環境美化基金」に改める。

第4条中「上総湊駅周辺の環境美化等の整備」を「環境美化」に改める。

第6条中「第4条に定める環境美化等の整備事業の実施に必要な財源に充てる場合又は、その目的が達成された」を「環境美化を行うために必要な財源に充てる」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。